

平成 20 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 東京電力株式会社
代表者名 取締役社長 清水 正 孝
(コード番号：9501 東証・大証・名証第1部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 大槻 陸夫
(TEL. 03 - 4216 - 1111)

電気供給約款等の変更届出について

平成 20 年 7 月 28 日
東京電力株式会社

当社は、本年 9 月 1 日からの電気料金の見直しに関わる電気供給約款等の変更について、本日、経済産業大臣に届出をいたしました。

1. 電気料金の見直しにあたって

当社は、これまで徹底した経営効率化を推し進め、平成 8 年 1 月以降、6 回にわたり電気料金の引下げを実施するなど、お客さまにご満足いただくため、サービスの品質向上を図りながら、安定した低廉な電気の供給に努めてまいりました。

至近においては、平成 18 年 4 月に電気料金の改定を実施しておりますが、2 年以上が経過し、その後の急激な燃料価格の上昇や、新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止に伴う火力燃料費や購入電力料の負担増、一方で、全社を挙げたコストダウンの徹底による設備関係費等の減少など、料金算定の前提が大きく変化しております。

こうした諸情勢を踏まえ、すでにお知らせしました通り、9 月 1 日から、電気料金を見直しを実施することといたしました。

見直し後の電気料金は、燃料費調整額を加算した見直し前の水準を維持することとしました。これは、お客さまのご負担をできる限り軽減するべく、費用全体を見直す中で、今後の効率化努力による成果を最大限織り込んだことなどによるものです。

なお、10 月から 12 月分までの電気料金につきましては、お客さまへの影響を最大限に考慮し、燃料費調整を行わないことといたしました。

燃料価格の動向が不透明な中、引き続き、厳しい経営環境が予想されますが、当社は、設備安全・品質確保を大前提に、これまで以上に踏み込んだ費用削減を行うとともに、これを恒常的なものとし、お客さまからの信頼のベースとなる業務品質の維持・向上に全力で取り組んでまいります。

2. 電気料金の見直しの概要

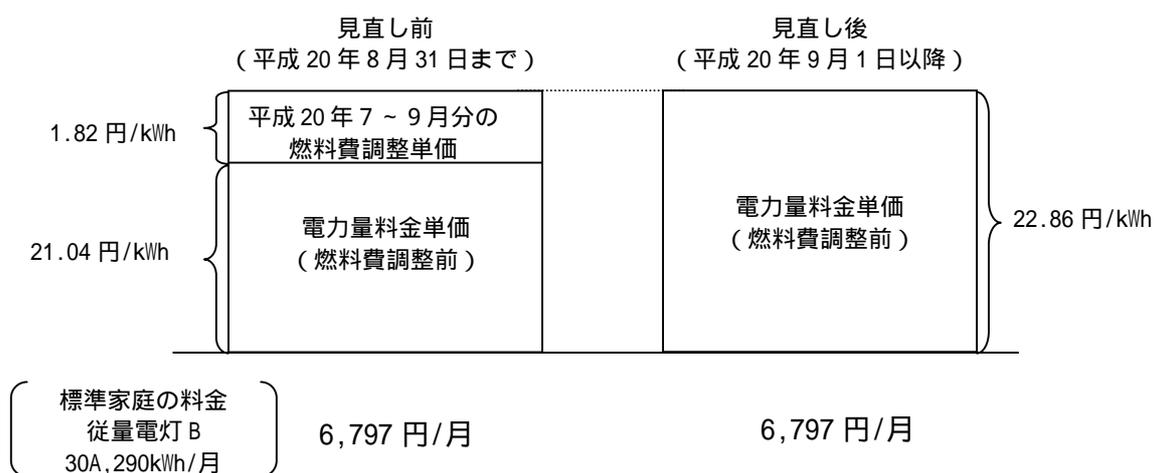
電気のご使用量に応じてお支払いいただく「電力量料金」を算定するための「電力量料金単価（1 kWh あたりの電力量料金単価）」と、燃料費の変動に応じて料金を調整するための「燃料費調整単価（1 kWh あたりの燃料費調整単価）」の算定基準等を見直します。

(1) 電力量料金単価の見直し

本年9月1日からの電力量料金単価は、現時点での電力量料金単価に、本年7～9月分の燃料費調整単価を加えたものと同じ水準といたします。

（定額電灯の電灯料金、小型機器料金等を含みます。）

(例) 従量電灯Bの電力量料金単価



第2段階料金（121～300kWh）の場合。
消費税等相当額を含む。

(2) 燃料費調整単価の算定基準等の見直し

電気料金の見直しに伴い、燃料費調整単価の算定基準となる、基準燃料価格および基準単価を、本年1～3月の通関統計価格に基づいて見直します。

燃料価格の上昇により、基準燃料価格は見直し前より上昇し、これに伴い、上限燃料価格も見直し前より上昇いたします。

また、基準単価の変更により、燃料費調整単価の変動幅は見直し前より大きくなります。

項目	内容	見直し前	見直し後
換算係数	原油・LNG・石炭の発熱量比率(原油=1)に消費量構成比を乗じたもの(それぞれの通関統計価格を原油1キロワットあたりに換算)	=0.1837 =0.4461 =0.2582	=0.2782 =0.3996 =0.2239
基準燃料価格 (円/kl)	料金の見直しの前提とした燃料価格(平成20年1～3月平均の通関統計価格に基づく)	27,400	42,700
燃料費調整を行わない燃料価格の範囲 (円/kl)	基準平均燃料価格の上下5%(実績の平均燃料価格[四半期ごと]がこの範囲内の際は燃料費調整を行いません。)	26,100 } 28,700	40,600 } 44,800
上限燃料価格 (円/kl)	基準平均燃料価格の1.5倍(これを超える場合には、燃料費調整単価は上限価格により算定することとし、上限価格を上回る分は燃料費調整の対象といたしません。)	41,100	64,100
基準単価 (銭/kWh)	平均燃料価格(四半期ごと)が1,000円/kl変動した場合の調整単価	14.7	19.0

[低圧従量制供給の場合(税込み)]

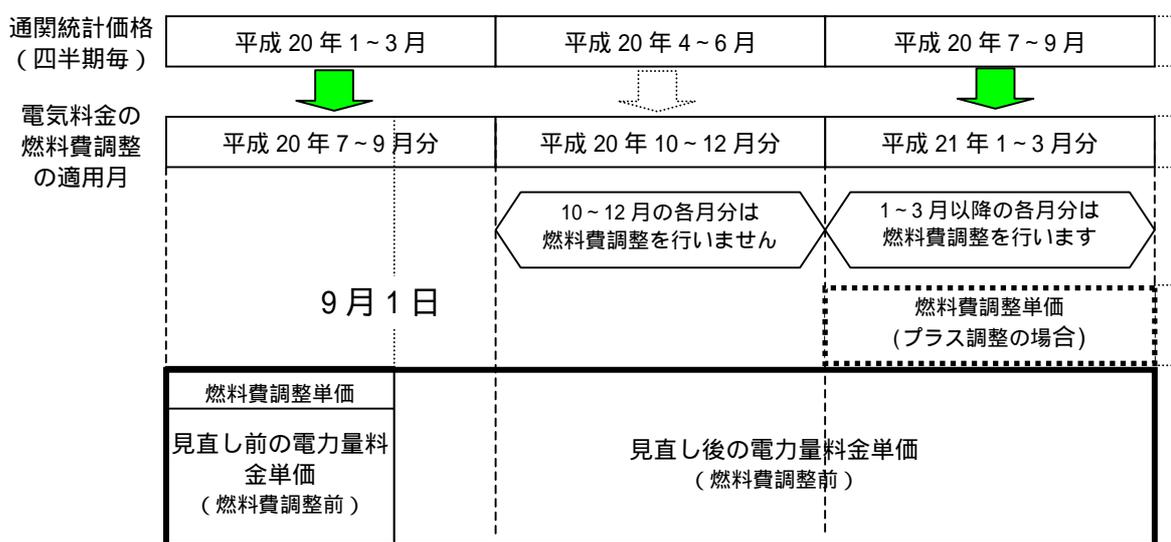
[前提諸元]

- ・為替レート 107円/ドル
- ・原油価格 93.1ドル/バレル

なお、本年10～12月分の電気料金については、お客さま影響を踏まえ、燃料費調整は行わないことといたします。

これらの見直しにより、ご契約内容・ご使用電力量等の電気料金を算定する条件が同一の場合、本年9月1日以降の9～12月分の各月の電気料金につきましては、見直し前と同水準となります。

なお、来年1月分以降につきましては、新しい算定基準による燃料費調整単価を適用いたします。



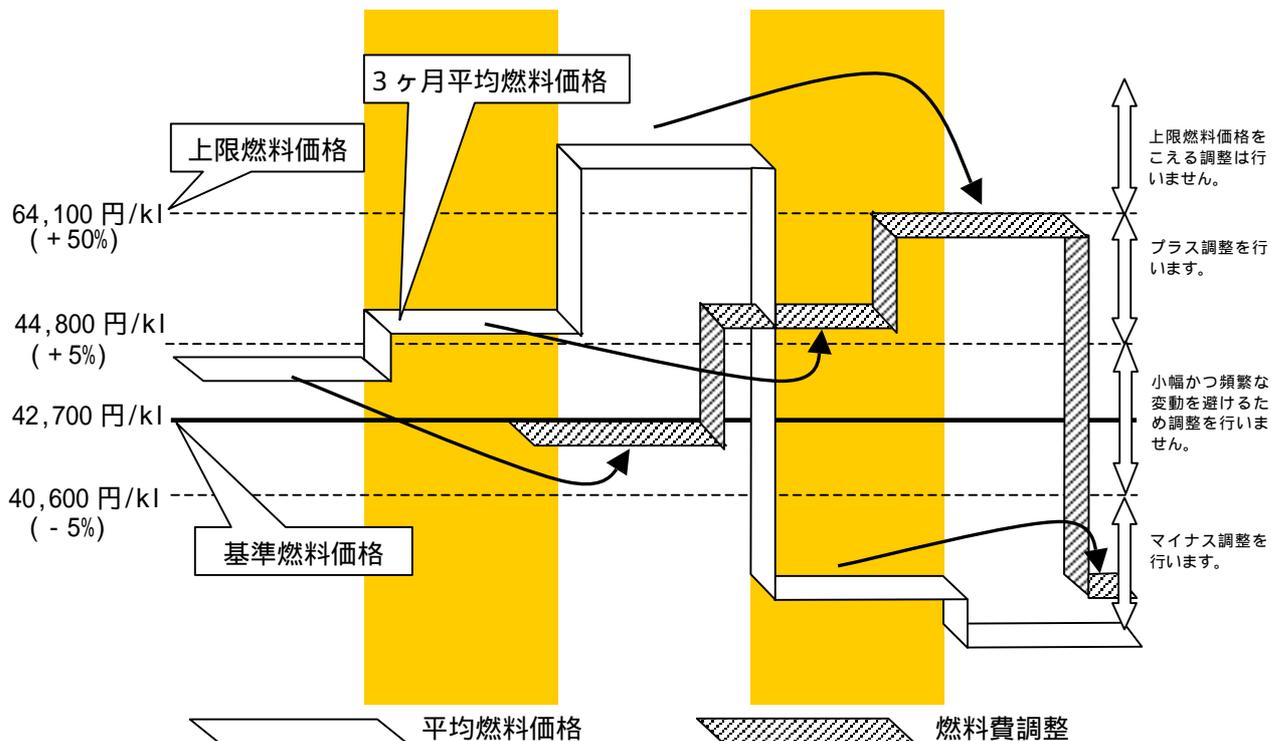
【参考：燃料費調整制度の概要について】

- 原油・LNG・石炭の実績平均燃料価格*の変動に応じて、3ヶ月毎に電気料金を調整する制度です。
- 実績平均燃料価格が、40,600円/kI から 44,800円/kI までの範囲内の場合、調整を行いません。
- 実績平均燃料価格が、64,100円/kI を超える場合には、64,100円/kI を上限燃料価格とします。

*実績平均燃料価格の算定方法は以下の通り。

$$\text{実績平均燃料価格（原油換算 1kI あたり）} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A : 3ヶ月における1kIあたりの平均原油価格	: 0.2782
B : 3ヶ月における1tあたりの平均LNG価格	: 0.3996
C : 3ヶ月における1tあたりの平均石炭価格	: 0.2239



実績平均燃料価格が 44,800 円を上回った場合（プラス調整）

$$\text{燃料費調整単価（銭/kWh）} = (\text{平均燃料価格} - 42,700 \text{ 円}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$

実績平均燃料価格が 40,600 円を下回った場合（マイナス調整）

$$\text{燃料費調整単価（銭/kWh）} = (42,700 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$

燃料費調整単価は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

3. 経営効率化への取り組み

当社では、中期経営方針「経営ビジョン 2010」における業務効率改善目標（平成 22 年度までに業務効率を 2003[平成 15]年度比で 20%以上改善）の達成に向け、電力の安定供給、設備安全・品質確保を大前提に、グループの総力をあげて、あらゆる分野で徹底した費用削減や設備投資の抑制に努めるとともに、業務の効率化を推進しております。

今回の電気料金見直しにあたっては、これまでの経営効率化に加え、今後のさらなる効率化努力による成果を最大限（約 2,700 億円）織り込んでおります。

前回の料金改定（平成 18 年 4 月実施）以降の、主な経営効率化への取り組みは、以下のとおりです。

設備投資の抑制

効率的かつ弾力性のある設備形成・運用に努め、供給信頼度を維持しつつ、設備投資の抑制に取り組んでおります。平成 20 年度経営計画では、平成 20～22 年度の 3 年間平均で投資額 6,300 億円程度を見込んでおります。これは、ピーク時（平成 5 年度）と比べ、約 3 分の 1 の水準となります。

徹底した費用削減の実行

全社横断的に取り組んできたコストダウン方策の一層の深掘りに加え、工事計画の厳選、点検周期や補修範囲の見直しにより、工事費の削減に取り組むなど、これまで以上に踏み込んだ、徹底した費用削減に努めております。

加えて、グループ会社の原価構造分析結果を踏まえ、業務プロセスの見直し、仕様の合理化・標準化を進めるなど、グループ一体となった原価低減方策をさらに加速していきます。

< 別 紙 >

< 主要な料金 >

- 〔 ・見直し後の主要な料金は以下の通りです。
 ・料金には、消費税等相当額を含みます。 〕

(1) 供給約款

従量電灯

		単	位	料	金	
A	最	低	料	金	最初の 8 kWh まで	円 銭 216.30
	電	力	量	料	金	上記超過 1 kWh
B	基 本 料 金	10 A		1 契約	273.00	
		15 A		"	409.50	
		20 A		"	546.00	
		30 A		"	819.00	
		40 A		"	1,092.00	
		50 A		"	1,365.00	
		60 A		"	1,638.00	
	電 力 量 料 金	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)		1 k W h	17.87	
		120kWh をこえ 300kWh まで (第 2 段階料金)		"	22.86	
		上記超過 (第 3 段階料金)		"	24.13	
C	基 本 料 金		1 k V A	273.00		
	電 力 量 料 金	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)		1 k W h	17.87	
		120kWh をこえ 300kWh まで (第 2 段階料金)		"	22.86	
		上記超過 (第 3 段階料金)		"	24.13	

低圧電力

	単 位	区 分	料 金
基 本 料 金	1 kW		円 銭 1,071.00
電 力 量 料 金	1 kWh	夏 季	13.20
		そ の 他 季	12.16

「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 選択約款

おトクなナイト8 (時間帯別電灯 [夜間8時間型])

		単 位	料 金
基本料金	6 kVA 以下の場合	1 契 約	円 銭 1,260.00
		上記超過	1 契約につき最初の 10kVA まで 2,100.00
		10kVA をこえる 1 kVA につき	273.00
電 力 量 料 金	昼 間 時 間	最初の 90kWh まで (第1段階料金)	1 kWh 21.87
		90kWh をこえ 230kWh まで (第2段階料金)	" 28.07
		上記超過 (第3段階料金)	" 29.64
	夜 間 時 間	"	9.17
5 時間通電機器は 1 kVA につき			241.50 円割引
通電制御型夜間蓄熱式機器は 1 kVA につき			136.50 円割引

「昼間時間」とは毎日午前7時から午後11時までの時間をいい、「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいいます。

おトクなナイト 10 (時間帯別電灯 [夜間 10 時間型])

			単	位	料	金
基本料金	6 kVA 以下の場合		1	契	約	円 銭 1,260.00
	上記超過	1 契約につき最初の 10kVA まで		2,100.00		
		10kVA をこえる 1 kVA につき		273.00		
電 力 量 料 金	昼 間 時 間	最初の 80kWh まで (第 1 段階料金)		1 kWh		23.87
		80kWh をこえ 200kWh まで (第 2 段階料金)		"		30.74
		上記超過 (第 3 段階料金)		"		32.48
	夜 間 時 間		"		9.48	
8 時間通電機器は 1 kVA につき						42.00 円割引
5 時間通電機器は 1 kVA につき						283.50 円割引
通電制御型夜間蓄熱式機器は 1 kVA につき						178.50 円割引

「昼間時間」とは毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいいます。

電化上手 (季節別時間帯別電灯)

			単	位	料	金
基本料金	6 kVA 以下の場合		1	契	約	円 銭 1,260.00
	上記超過	1 契約につき最初の 10kVA まで		2,100.00		
		10kVA をこえる 1 kVA につき		273.00		
電 力 量 料 金	昼 間 時 間	夏 季	1 kWh		33.37	
		そ の 他 季	"		28.28	
	朝 晩 時 間		"		23.13	
	夜 間 時 間		"		9.17	
5 時間通電機器は 1 kVA につき						241.50 円割引
通電制御型夜間蓄熱式機器は 1 kVA につき						136.50 円割引
全電化住宅の場合は電力量料金 (夏季の昼間時間を除く) を 5% 割引						

「昼間時間」とは毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいい、「朝晩時間」とは毎日午前 7 時から午前 10 時までと午後 5 時から午後 11 時までの時間をいいます。また、「夜間時間」とは毎日午後 11 時から翌朝の午前 7 時までの時間をいいます。

スマイル・クッキング割引（電化厨房住宅契約）

従量電灯B、従量電灯C、「おトクなナイト8」または「おトクなナイト10」のその他季の電力量料金を3%割引

低圧高負荷契約

	単 位	区 分	料 金
基 本 料 金	1 kW		円 銭 1,260.00
電 力 量 料 金	1 kWh	夏 季	15.05
		そ の 他 季	13.84

「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

深夜電力

	単 位	料 金
深夜電力A	1 契約	円 銭 1,127.28
深夜電力B	基本料金	1 kW 315.00
	電力量料金	1 kWh 9.17
	通電制御型夜間蓄熱式機器	15%割引
第2深夜電力	基本料金	1 kW 210.00
	電力量料金	1 kWh 8.22

融雪用電力

		単	位	料	金
基本料金	契約使用期間の最初の3月まで	1	k W		円 銭 2,005.50
	3月超過	1	k W		477.75
電力量料金		1	k W h		11.79